（設備等に関する報告）

第百二十七条　認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの基幹放送設備等、特定地上基幹放送局等設備等又は基幹放送局設備等の状況について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書（当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第八十四条の二に規定する電磁的記録をいう。）を含む。第百五十九条において同じ。）を総務大臣に提出しなければならない。

一　認定基幹放送事業者の基幹放送設備等　別表第二十八号の様式

二　特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局等設備等　別表第二十九号の様式

三　基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備等　別表第三十号の様式

第二百三条の四　法第百六十一条の二第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がない場合であつて、別表第六十号の注に基づき添付する議決権の総数又は議決権割合に関する事項の様式の内容に変更があつたときにおける当該変更内容（法第百六十条第二号の規定により変更の届出を行つているものを除く。）

［二　略］

別表第六の一号（第64条関係）

地上基幹放送の業務認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

法人番号

（注　1）

地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第２項の規定により申請します。

基幹放送の種類（注２）	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称（注３）	
希望する放送対象地域	
希望する周波数	
業務開始の予定期日	
放送事項（注４）	

（設備に関する報告）

第百二十七条　認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備の状況について、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書（当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第八十四条の二に規定する電磁的記録をいう。）を含む。第百五十九条において同じ。）を総務大臣に提出しなければならない。

一　認定基幹放送事業者の基幹放送設備　別表第二十八号の様式

二　特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局等設備　別表第二十九号の様式

三　基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備　別表第三十号の様式

第二百三条の四　［同上］

一　外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がない場合であつて、別表第六十号の注に基づき添付する議決権の総数又は外資議決権比率に関する事項の様式の内容に変更があつたときにおける当該変更内容（法第百六十条第二号の規定により変更の届出を行つているものを除く。）

［二　同上］

別表第六の一号（第64条関係）

地上基幹放送の業務認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

法人番号

（注　1）

地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第２項の規定により申請します。

基幹放送の種類（注２）	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称（注３）	
希望する放送対象地域	
希望する周波数	
業務開始の予定期日	
放送事項（注４）	